

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1 計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景と目的

我が国では高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。また、核家族世帯や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。このような状況の中、国においては、平成12

(2000)年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加に対応すべく、介護保険サービスを定着させ、その拡充を図るため、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成26(2014)年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じて、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。

その後、平成29(2017)年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

令和3(2021)年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化など、所要の措置を講ずることとされています。

本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の双方を念頭に置きながら、令和3(2021)年3月に策定した「高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に基づき、「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」の基本理念の実現に向けて、すべての高齢者の皆様が安心して日常生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、「富谷市総合計画」を次いで「地域福祉計画」を上位計画として、高齢者すべてに関する保健福祉全般にわたる計画と位置付けています。介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者及び介護をする家族を支援するための計画として、高齢者福祉計画と一体的に策定します。

本市における他施策の計画である「健康推進計画」や「障がい者計画・障がい福祉計画」などの各計画に関して、健康または福祉の関連計画との整合性を図り、緊密な庁内連携を行っていきます。

また、宮城県が策定する「第8次宮城県地域医療計画(令和6年度～令和11年度)」及び「第9期みやぎ高齢者元気プラン(令和6年度～令和8年度)」の両計画との整合性及び連携を図ります。

○「老人福祉法第20条の8」

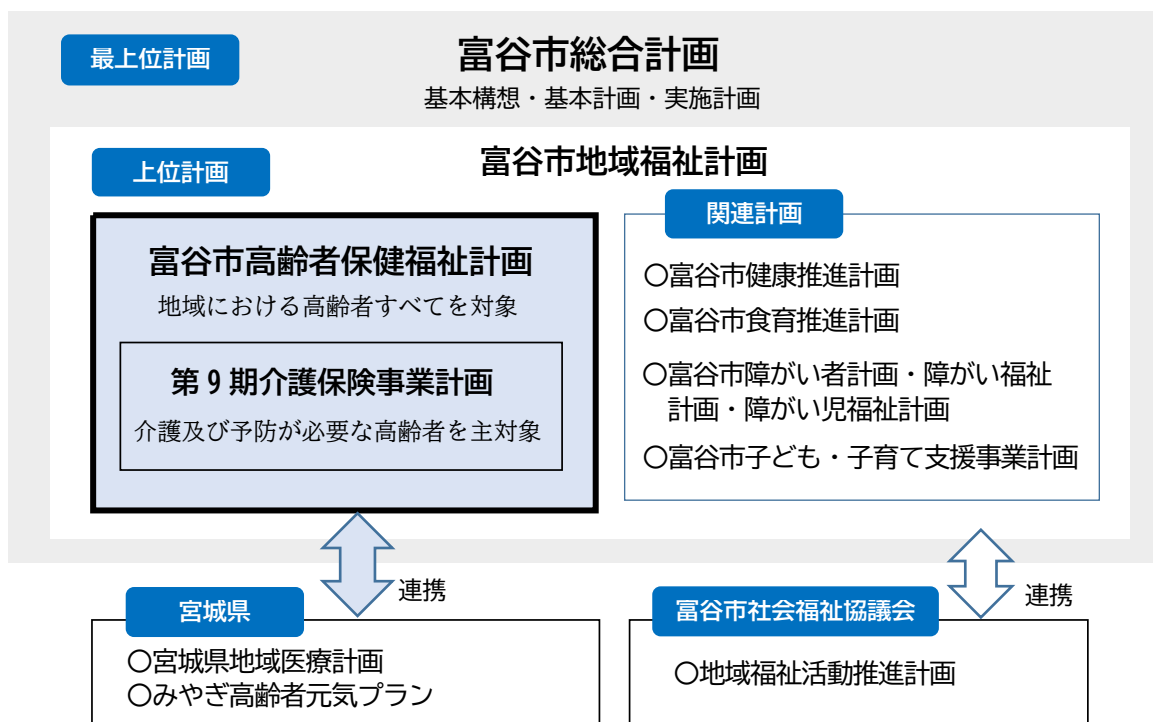
(市町村老人福祉計画)

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

○「介護保険法第117条第1項」

(市町村介護保険事業計画)

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。



### 3. 計画の期間

介護保険事業計画は介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務付けられており、高齢者保健福祉計画と一体的に策定します。なお、第9期の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

▼団塊の世代が全て後期高齢者へ



団塊ジュニア世代が65歳に▲

### 4. 「持続可能な開発目標（SDGs）」との関連

SDGs（エスディーゼズ）（Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。令和12年（2030）までの間に達成すべき17のゴール（目標）と具体的に示された169のターゲットから構成されています。

富谷市総合計画においても施策の展開にSDGsの目標を設置しており、本計画は、総合計画の施策とも連携していることから、SDGsの目標から、3「すべての人に健康と福祉を」、11「住み続けられるまちづくりを」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」の3つを挙げ、本計画を推進していきます。



## 5. 第9期計画の基本指針（改正事項等）

### 【第9期計画において記載を充実する事項（案）】

#### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、 地域の実情に応じて介護サービス基盤を 計画的に確保 していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、 医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、 複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など 地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、 訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

#### 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

資料：第107回社会保障審議会 介護保険部会（令和5年7月10日）

## 第2 計画策定の経緯と策定体制

### 1. 介護保険に関する実態調査の実施

#### (1) 調査目的

「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定にあたり、高齢者等の日常生活の実態及び介護者の介護実態や介護保険事業所の介護人材の実態を把握し、本市における地域を含めた課題整理を行い、将来推計の基礎資料を得るために各種調査を実施しました。

#### (2) 調査の内容

##### ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

抽出方法	市内に居住する要介護状態になる前の65歳以上の一般高齢者及び事業対象者より無作為抽出		
調査期間	令和5年1月16日～1月31日	調査方法	郵送
調査対象者数	送付数※	有効回答数	有効回答率
9,943人	1,500人	1,201人	80.1%

※1,500人（1圏域あたり500人×3圏域分）

##### ② 在宅介護実態調査

抽出方法	市内で在宅介護を行っている要支援・要介護認定者及びその家族より無作為抽出		
調査期間	令和5年1月16日～1月31日	調査方法	郵送
調査対象者数	送付数	有効回答数	有効回答率
1,157人	500人	380人	76.0%

##### ③ 第2号被保険者対象ニーズ調査

抽出方法	市内に居住する40歳～64歳の方々より無作為抽出		
調査期間	令和5年1月16日～1月31日	調査方法	郵送
調査対象者数	送付数	有効回答数	有効回答率
18,816人	800人	504人	63.0%

##### ④ 介護人材実態調査

抽出方法	市内の介護保険事業所を抽出		
調査期間	令和5年1月17日～1月31日	調査方法	メール・web
調査対象者数※	送付数	有効回答数	有効回答率
61事業所	61事業所	42事業所	68.9%

※複数のサービス指定を受けている場合については指定数でカウント。

各実態調査（アンケート調査）結果の概要については、P16以降を参照。

## 2. 富谷市介護保険運営委員会

本計画の策定にあたっては、富谷市介護保険条例で設置されている「富谷市介護保険運営委員会」により、介護サービスを提供する体制の確保及び高齢者の健康づくりに関する取り組みをより一層推進することを課題として、検討を重ね策定を図ります。

○構成委員区分（18名）

学識経験者：5名、介護サービス事業者：4名、被保険者：9名

## 3. 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会

地域包括支援センターの事業を含む、地域支援事業等の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、「富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会」を設置し、検討を図りました。

なお、保健福祉の増進に資するため、保健福祉総合支援センターを設置しています。

○構成委員区分（10名）

学識経験者：3名、介護サービス事業者他：5名、被保険者：2名

## 4. パブリックコメントの実施

富谷市介護保険運営委員会や、富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会のほか、各種事業や会議体での検討結果を踏まえ取りまとめ、「富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）」を作成し、計画策定段階において広く市民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。

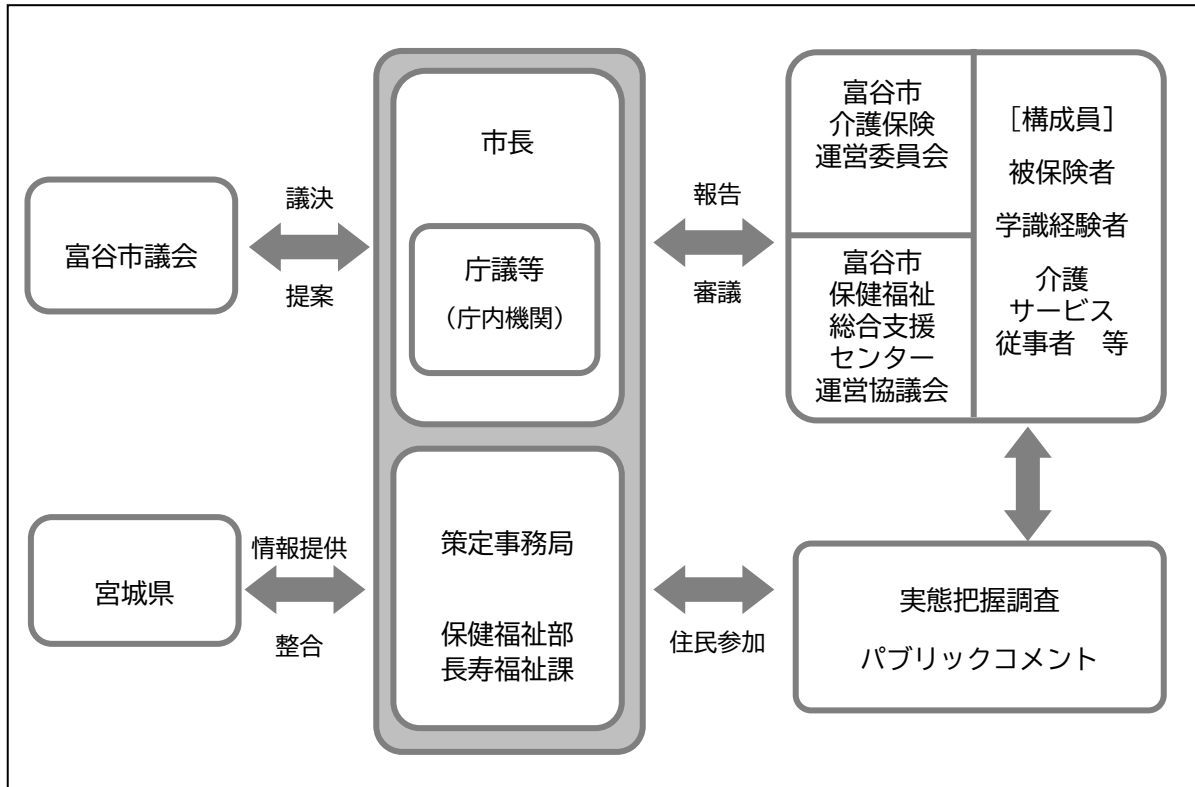
○実施方法：富谷市ホームページに計画素案を掲載予定

○実施期間：令和6年1月（予定）

## 5. 計画策定体制

富谷市介護保険運営委員会及び富谷市保健福祉総合支援センターの他、庁内体制として介護保険を担当する保健福祉部長寿福祉課を事務局として、多角的な検討を行いながら策定します。

【計画策定体制（組織図）】



### 【参考】計画に記載する事項

#### ○第9期介護保険事業計画（国の基本指針に基づく）

- ・区域（日常生活圏域）の設定
- ・各年度における種類ごとの介護サービスの量の見込み（区域毎）
- ・各年度における必要定員総数（区域毎）  
（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護）
- ・各年度における地域生活支援事業の量の見込み
- ・介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- ・第9期介護保険料の設定、その他の事項

#### ○高齢者保健福祉計画

- ・介護保険事業の対象外サービスに係る事業の目標

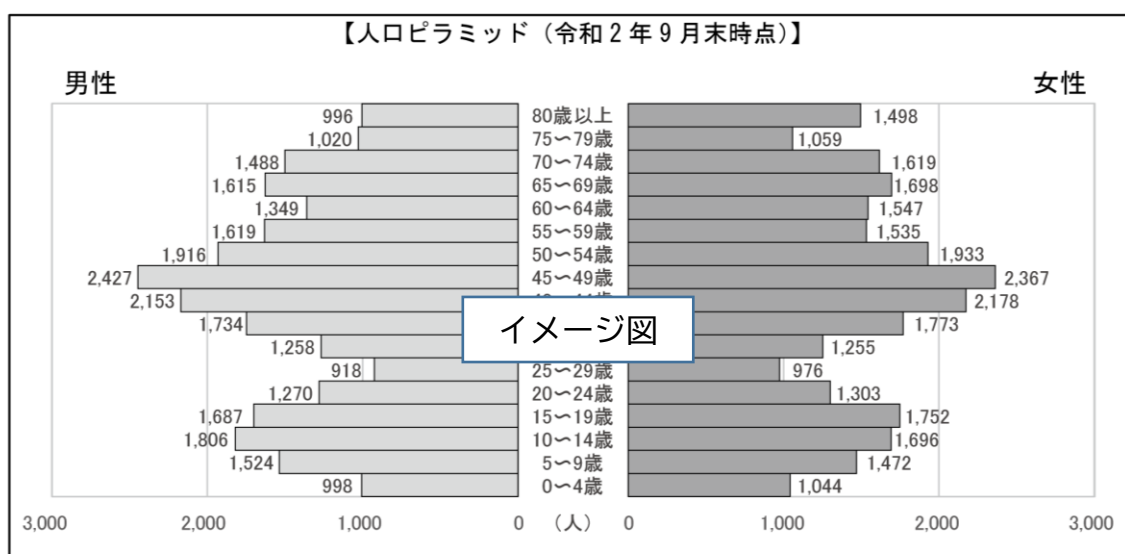


### 第3 高齢者を取り巻く現状

#### 1. 人口構造

住民基本台帳による令和5年8月末の総人口は、52,227人（男性：25,656人、女性：26,571人）となっています。下記の人口ピラミッドでは、男女ともに40～54歳の人口が多く、次いで5～19歳、65～74歳の人口が高い値を示しています。なお、65歳以上の高齢者数は11,914人となっており、そのうち65～74歳の前期高齢者は6,214人となっており、高齢者人口の52.2%を占めています。

人口動態では、社会動態では転出者が転入者を上回っており人口減の一因となっています。自然動態では、出生数が死亡数を上回っています。



【人口動態】

単位（人）

	総人口	社会動態			自然動態			差引増減
		転入数	転出数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	
H26	51,595	2,449	1,857	592	428	258	170	762
H27	52,239	2,368	1,904	464	444	264	180	644
H28	52,479	2,152	2,016	136	391	287	104	240
H29	52,580	1,874	1,905	△ 31	395	263	132	101
H30	52,559	1,907	2,025	△118	396	299	97	△21
R1	52,537	1,907	1,962	△ 55	352	319	33	△22
R2	52,483	1,819	1,874	△ 55	304	303	1	△54
R3	52,374	1,815	1,766	49	305	350	△45	4
R4	52,215	1,937	2,002	△65	305	399	△94	△159
R5(8月末)	52,227	828	788	40	118	146	△28	12

資料：富谷市市民生活課調べ（総人口は住民基本台帳）



## 2. 総人口・高齢者人口の推移と推計

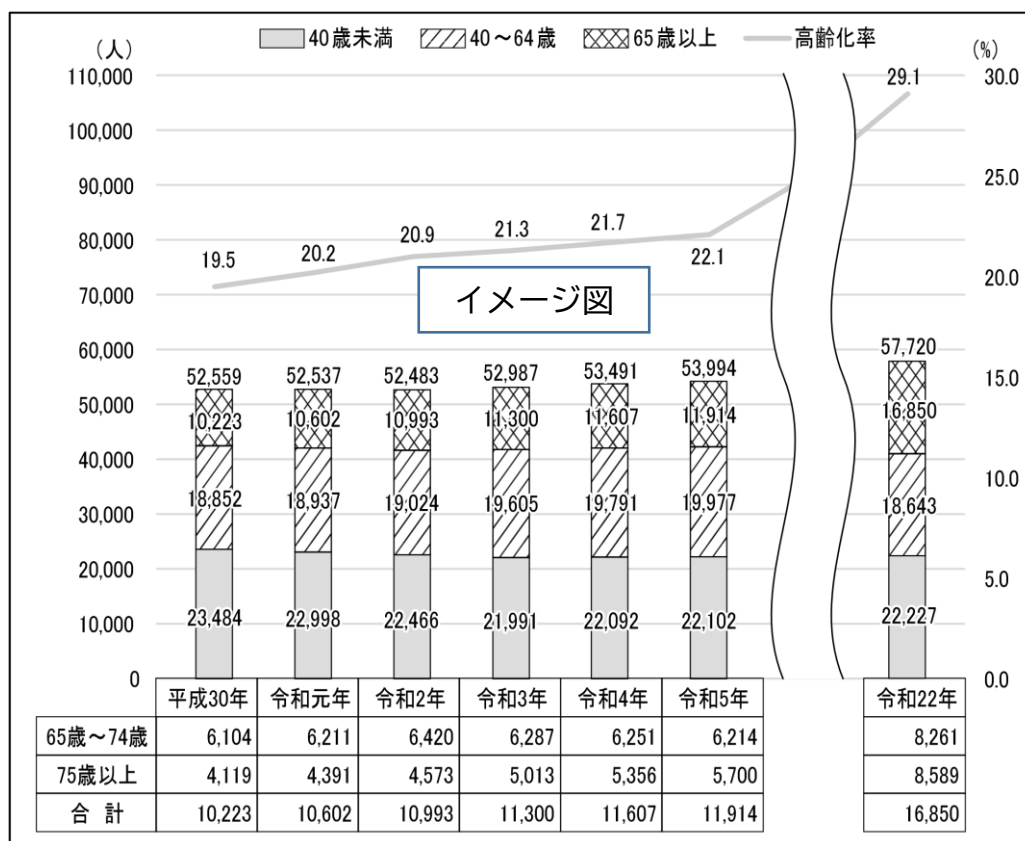
本市の総人口は、令和5年8月末で52,227人、第8期計画初年度の令和2年9月末の52,559人から、3年間で332人減（△0.6%）となりました。

直近である令和5年7月末の52,214人との比較においては、第9期計画の最終年度である令和8年9月末に53,994人となり1,780人増（3.3%）、令和22年9月末には57,720人で5,506人増（10.1%）と緩やかに増加を維持するものと見込んでいます。※第8期計画数値

65歳以上の高齢者人口については、令和2年9月末の10,993人との比較で、令和5年8月末には11,759人となり2年間で766人増（6.5%）、令和22年9月末には16,850人で5,091人増（43.3%）と高齢化が進むものと推計しています。

高齢化率は、令和2年9月末の20.9%との比較で、令和5年8月末は22.5%で1.6ポイント増で超高齢社会を迎えています。

【人口推計結果（各年9月末時点、令和5年以降は推計値）】



資料：住民基本台帳（各年9月末日）

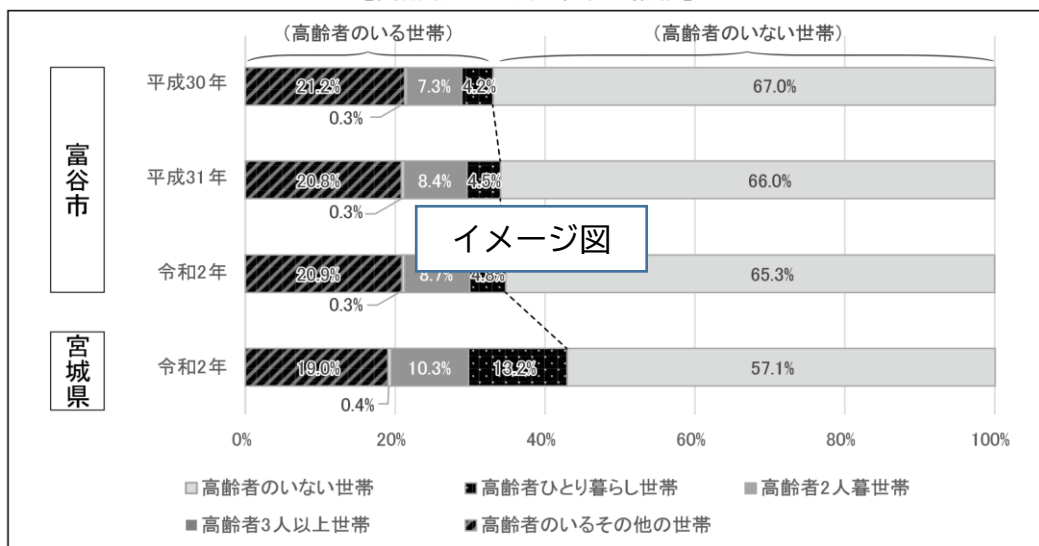
※推計値は富谷市第二次人口ビジョンかコーホート要因法で算出予定。

### 3. 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者のいる世帯数は増加傾向となっており、令和5年で7,292世帯と令和2年より546世帯増加しています。増加内訳は、高齢者のひとり暮らし世帯が181世帯増、2人世帯は309世帯増、3人以上世帯は2世帯増、高齢者のいるその他の世帯は54世帯増となっています。全世帯数も777世帯の増となっていますが、高齢者のいる世帯の増が目立っております。

県平均割合と比較すると、高齢者のいる世帯は全体では県より8.2ポイント下回っています。高齢者ひとり暮らし世帯は8.4ポイント、高齢者2人世帯は1.6ポイント、高齢者3人以上世帯は0.1ポイントそれぞれ下回っており、高齢者のいるその他の世帯のみ1.9ポイント上回っています。

【高齢者のいる世帯数の推移】



(世帯)

		一般世帯数	高齢者のいる世帯総数				
			高齢者ひとり暮らし世帯	高齢者2人世帯	高齢者3人以上世帯	高齢者のいるその他の世帯	
富谷市	H30	19,003	6,269	792	1,389	48	4,040
	R1	19,252	6,552	864	1,615	60	4,013
	R2	19,460	6,746	926	1,684	66	4,070
	R3	19,744	6,981	1,001	1,807	70	4,103
	R4	20,007	7,141	1,056	1,914	65	4,106
	R5	20,237	7,292	1,107	1,993	68	4,124
県	R2	1,008,441	432,682	132,690	103,848	4,313	191,831

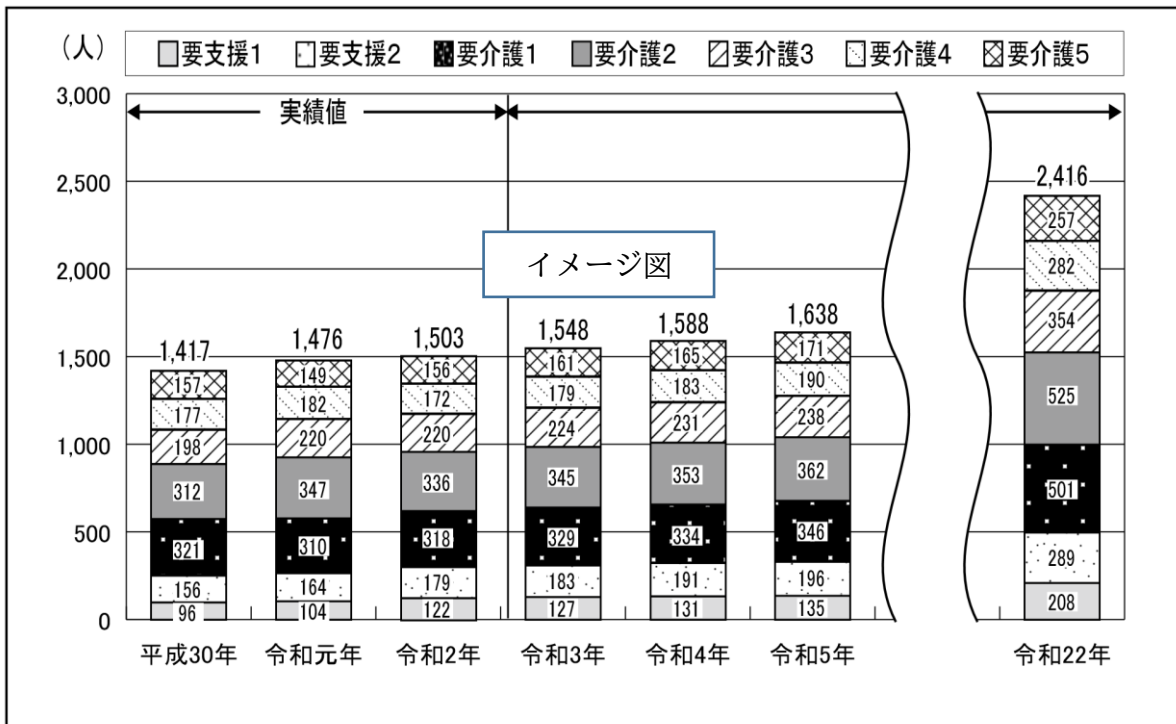
資料：住民基本台帳、宮城県高齢者人口調査（各年3月末時点）

#### 4. 要支援・要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定者数は、令和5年6月末で1,674人となっており、第8期計画値1,638人と比較すると36人(2.2%)上回りました。令和3年9月末で1,552人だった要支援・要介護認定者数は2年経過した令和5年6月末との比較で122人増(7.9%)となりました。

認定率については令和5年6月末で13.9%となっており、宮城県の割合と比較して4.9ポイント低い状況となっています。

【認定者数の推移と推計(各年9月末時点、令和3年以降は推計値)】



(人)

(%)

	第1号 被保険者数	認定者数			認定率		
		第1号	第2号	合計	富谷市	宮城県	全国
平成30年	10,210	1,372	45	1,417	13.4	18.2	18.2
令和元年	10,594	1,432	44	1,476	13.5	18.3	18.2
令和2年	10,988	1,455	48	1,503	13.2	18.4	18.6
令和3年	11,294	1,507	33	1,552	13.3	18.5	18.8
令和4年	11,567	1,580	42	1,622	13.7	18.7	19.1
令和5年	11,734	1,636	38	1,674	13.9	18.8	19.2
令和22年	16,845	2,368	48	2,416	15.2		

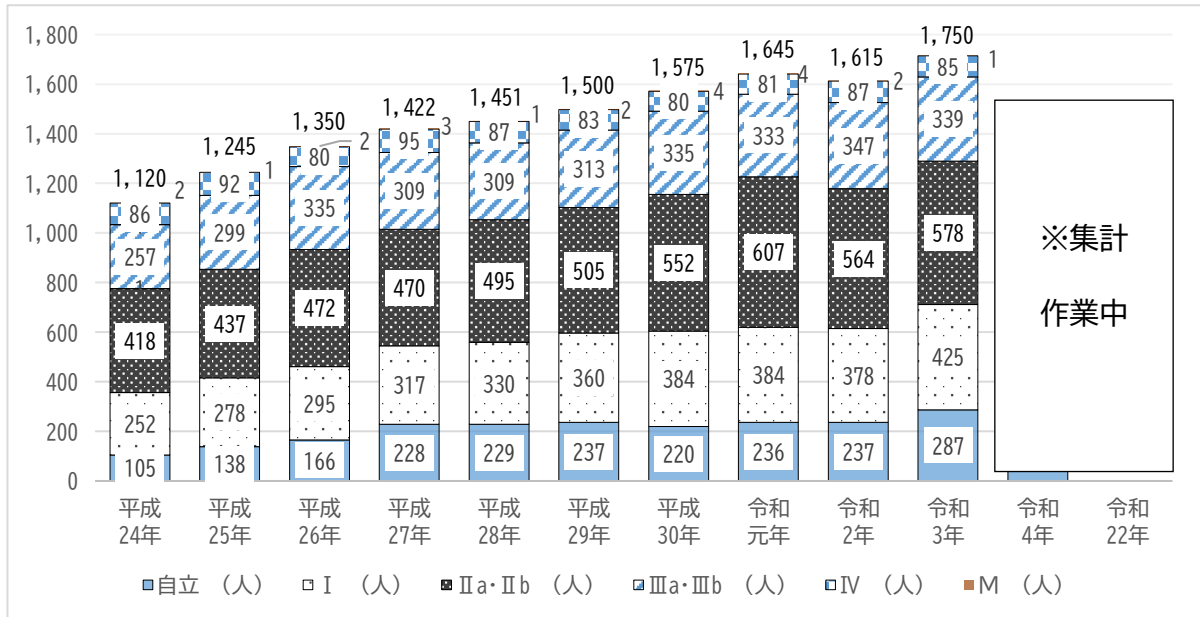
※認定率=第1号認定者数/第1号被保険者数、介護保険事業状況報告(各年9月報告分)

※令和5年は6月報告分にて算定

## 5. 認知症高齢者数(自立度)の推移と推計

要介護（要支援）認定者の認知症高齢者自立度分布をみると、「何らかの認知機能低下の方（自立度Ⅰ以上）」、「見守り又は支援が必要な方（自立度Ⅱ以上）」ともに増加傾向にあり、令和4（2023）年度の要介護（要支援）認定者数に対する認知症高齢者数は、それぞれ82.6%と59.5%となっています。

【認知症高齢者数(自立度)の推移（各年10月末現在）】



資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」

### (参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	度々道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省

## 6. 総合事業対象者及び要支援者の推移と推計

本市では、平成 29（2017）年 4 月より「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業については、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的に、要支援者または基本チェックリストで生活機能の低下が確認された 65 歳以上の方（事業対象者）を対象に、各種サービスを提供しており、事業の対象者は年々増加傾向となっています。

単位（人）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事業対象者	60	140	155	161	185	172
要支援 1	289	255	124	145	163	168
要支援 2			173	187	217	215
合計	349	395	452	493	565	555

資料：富谷市行政実績報告書

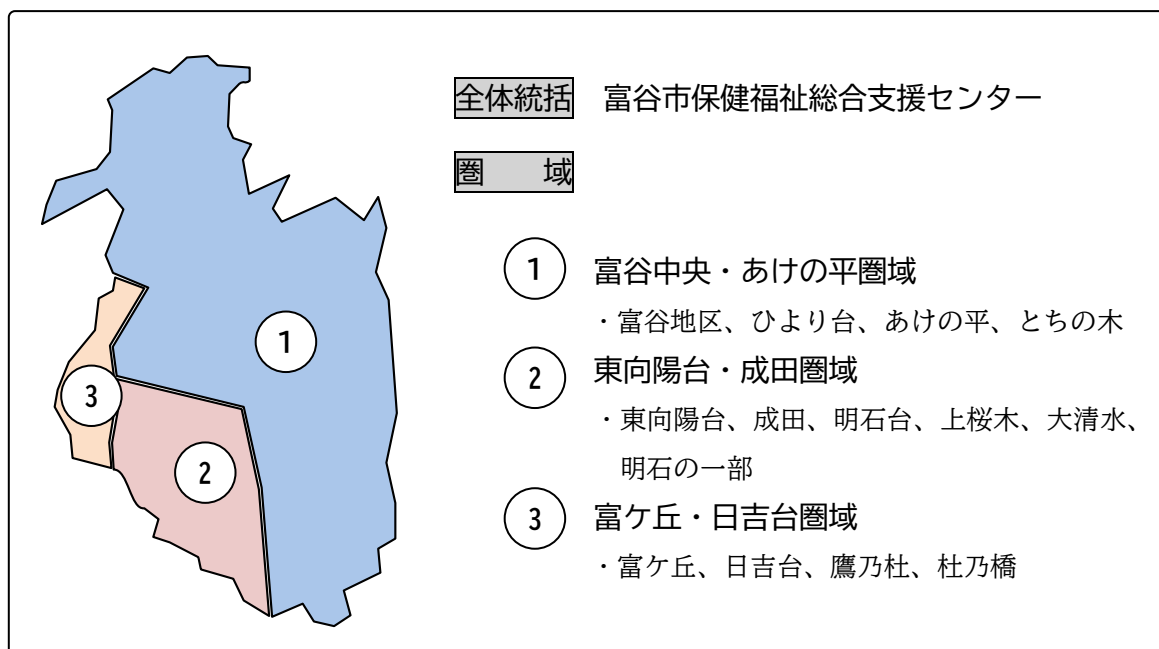
## 7. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、支援が必要な方に必要なサービスが届くよう、相談体制の整備やサービス基盤の整備計画を立てる上で、区市町村における地理的条件、人口、社会的条件等を総合的に勘案して設定する地域区分のことです。

本市では、平成18年（2006）年4月より日常生活圏域を3分割し、市の委託を受けた地域包括支援センターをそれぞれの地域に順次設置しており、高齢者の皆さまが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らしていけるよう、高齢者支援の拠点として様々な活動を行っています。

また、基幹型・機能強化型地域包括支援センターとして、富谷市保健福祉総合支援センターがそれぞれの地域包括支援センターを支援する役割を担っています。

【日常生活圏域図】



### ○各圏域の高齢者人口状況

（令和5年3月末時点）

区 分	総人口	65歳以上	高齢化率
①富谷中央・あけの平圏域	13,925人	4,275人	30.7%
②東向陽台・成田圏域	25,634人	3,618人	14.1%
③富ヶ丘・日吉台圏域	12,656人	3,439人	27.2%
合 計	52,215人	11,332人	21.7%

※施設入所者は除く

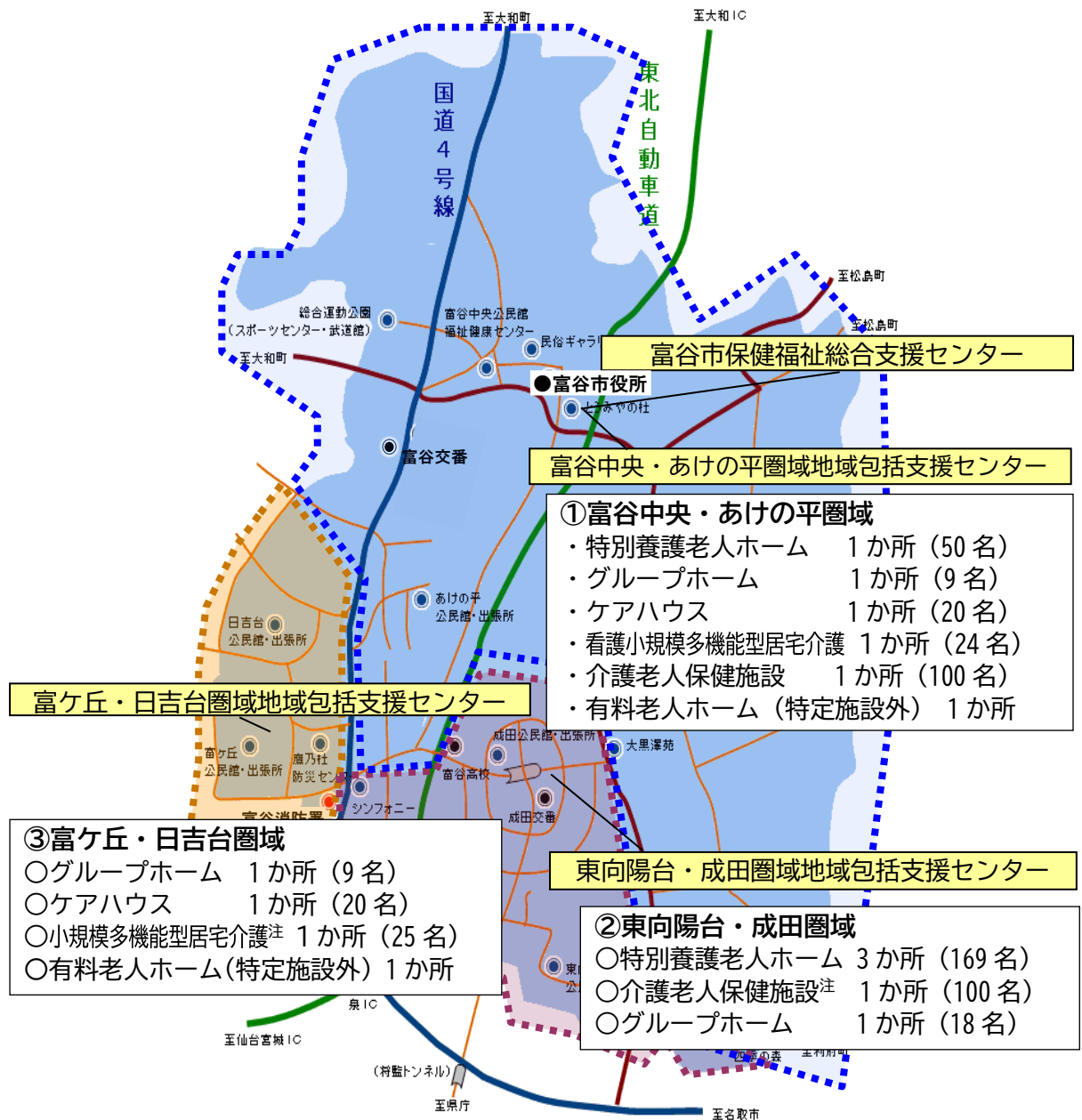
資料：富谷市

## 8. 日常生活圏域別高齢者人口の推移

※表（認定率等含む）を追記予定。

○日常生活圏域別の高齢者施設整備状況

(令和5年9月末現在)



○日常生活圏域別の介護サービス状況

(単位：箇所)

サービス名	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	通所介護	地域密着型通所介護	通所リハ	短期入所	能(看護)居(小)宅(規)介(模)護(多)機	活(特)定(設)施(入)居(者)生	共(認)同(生)活(対)応(型)介(護)	人(地)域(密)着(型)介(護)老	介(護)老(人)福(祉)施(設)	介(護)老(人)保(健)施(設)
①富谷中央・あけの平	2	1	1	1	3	0	1	2	1	0	1	0	1	1
②東向陽台・成田	3	0	0	1	3	1	2	5	0	0	1	1	1	3
③富ヶ丘・日吉台	4	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0
合計	9	1	1	2	7	1	3	7	2	1	3	1	2	4

資料：富谷市



## 第4 アンケート調査結果の概要

※「富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画実態把握調査」より抜粋

### 1. 調査結果から見る高齢者・介護者の状況

### 2. 調査結果から見る課題総括

#### 「共通設問等の分析」

#### (1) 健康状況について

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や第2号被保険者対象ニーズ調査において、現在治療中、または後遺症のある病気の有無について、「高血圧」の割合が高く、在宅介護実態調査においては、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」の割合が高くなっています。これらの病気は生活習慣の改善で予防できる部分もあるため、生活習慣病等の疾病予防を進めていく必要があります。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、人間ドッグを受けていない理由として、「健康には自信があるため必要なかった」が最も高くなっており、引き続き健診や人間ドッグ受診の周知啓蒙活動が必要です。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と第2号被保険者対象ニーズ調査の両方において、「費用(自己負担がかかる)」と「検査結果が悪いと怖い」の割合が10～20%程いることから、金銭的な補助や積極的な受診を推進していく必要があります。

#### (2) 生きがいづくりについて

- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や第2号被保険者対象ニーズ調査と比較して、在宅介護実態調査において、「テレビ・ラジオ」の割合が高く、「旅行」や「外出」の割合が低くなっています。これは、身体機能の低下によって行動範囲が狭くなっていることが主な理由だと考えられます。
- 在宅介護実態調査では「通所サービス利用時の活動(デイサービスなど)」を生きがいとしている人も多いことから、要介護状態になっても住み慣れた地域でQOLの高い生活ができるようにするためには、介護サービスの利用促進や、サロンなどの通いの場の充実も効果的だと考えられます。

#### (3) 認知症について

- 3種すべての調査で、「認知症患者を抱える家族に対する支援」の割合が最も高くなっており、認知症患者だけでなく、周囲の人を含めたサポートの充実と支援の周知を推進していく必要があります。

#### (4) 地域とのつながり

○3種すべての調査で、前回調査よりも隣近所との何らかの関わりをもつ割合が向上しています。こうした関係が持続できるように、地域活動の充実を継続して推進していく必要があります。

また、在宅介護実態調査では、4人に1人が、隣近所との人との関わりが「まったくない」と回答しています。

特に、隣近所との人との関わりがある人は幸福度も高くなる傾向があるため、生きがいを持って人生を送るために、家に閉じこもらず地域社会と関わりを持てるきっかけを作ることが重要です。

#### (5) 災害時の対応について

○3種すべての調査で、福祉避難所の認知状況は低くなっており、認知状況を高めていくためにさらなる周知を推進していく必要があります。

特に、在宅介護実態調査においては、災害時に「避難所では生活できない」といった不安を抱く人が多いことから、要介護の人も安心して避難できるよう福祉避難所についての周知を図ることが必要です。

○3種すべての調査で、災害時に不安に感じることについて「ライフラインの切断」の割合が高くなっています。

○在宅介護実態調査では「病気の治療ができない」の割合が高く、第2号被保険者対象ニーズ調査では「家族の安否がとれない」の割合が高くなっています。引き続き災害時のガイドラインの周知を進めていく必要があります。

○災害時の医療体制整備や災害時に備え家族での話し合いを促すことも必要です。

#### (6) 相談窓口について

○介護に関する相談窓口に求めるものについて、「一箇所で様々なサービスの相談ができる窓口」と「担当者が専門的な知識を有している窓口」の割合が高くなっています。

相談窓口に対しては依然としてワンストップによる希望が多いため、種々の相談に対応できるよう、地域包括支援センターやケアマネジャーに対しての研修の充実や情報共有体制の整備が必要です。

○第2号被保険者対象ニーズ調査と比較して、在宅介護実態調査調査では「24時間対応してくれる窓口」の割合が高くなっており、緊急事態が生じた場合の介護者のニーズに応えられるような相談体制の整備が求められます。

○成年後見制度の認知度は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と第2号被保険者対象ニーズ調査で3割近くと前回調査から依然として低くなっています。

在宅介護実態調査では知らない人が約5割と高くなっています。

判断能力が低下している人の財産を保護するためにも、成年後見制度の意義を周知し、また手続きなどの相談窓口を整備することが求められます。

#### (7)将来の生活(介護の考え方を含む)について

- 3種すべての調査で、将来の生活について介護を受けることになっても自宅での生活が続けたい人の割合が高くなっています。在宅での生活を支える支援が必要です。
- 在宅介護実態調査では、「緊急時でも利用できるショートステイ」と「希望する時間に利用できるデイサービス」の割合が高くなっており、利便性の高いサービスの提供が求められています。こうした状況から、地域包括ケアシステムのさらなる推進が必-要です。

資料：実態把握調査結果報告書「VI共通設問等の分析」

## 第5 第8期計画の振り返り

1. 第8期計画の指標の達成状況
2. 第8期計画の事業体系と課題
3. 第9期計画における方向性

※資料1 「第8期介護保険事業計画の達成状況について」を基に記載。

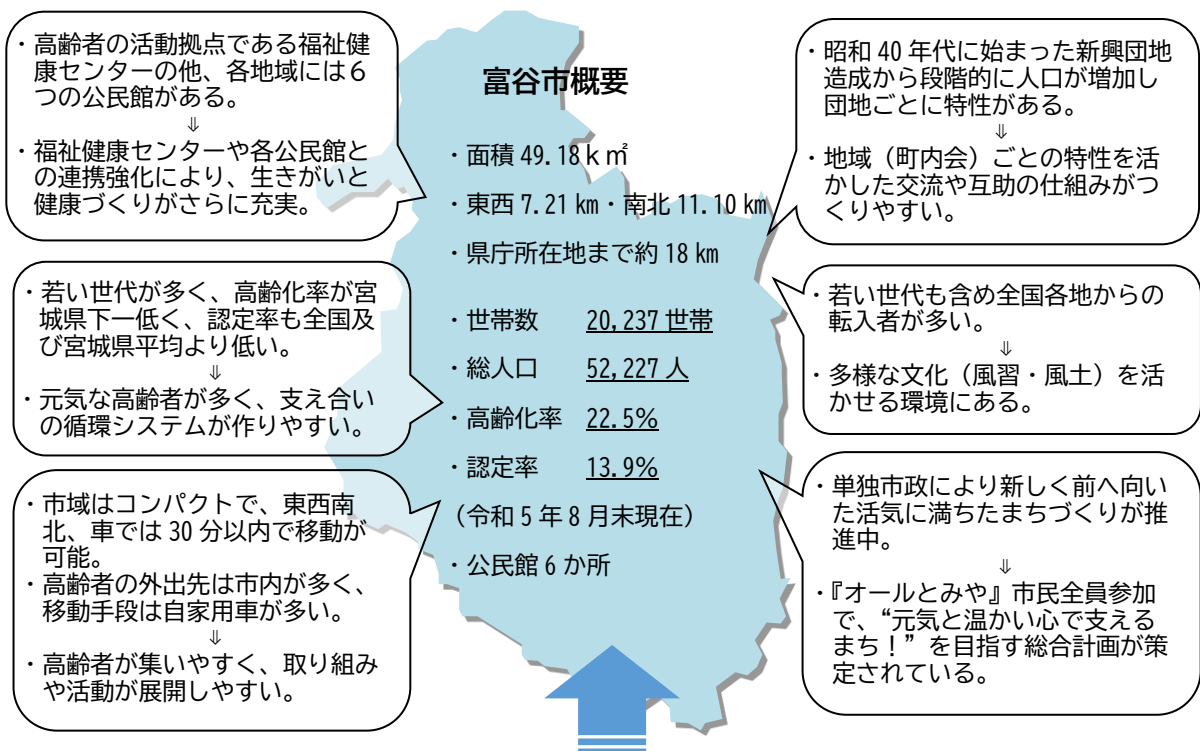
## 第2章 施策の基本的な考え方

### 第1 施策の基本的な考え方

#### 1. 富谷市が目指す高齢者を支える環境づくり

団塊世代の子どもたち(団塊世代ジュニア世代)が65歳以上となる令和22(2040)年には、本市においても超高齢社会を迎えると見込まれています。

このため、高齢者を支える環境は、中長期的視点を持ち推進する必要があります。介護保険制度を安定的に運営し高齢者の皆さまへ継続的に必要な支援を行うため、関係機関とともに地域力を高めることが重要となっています。

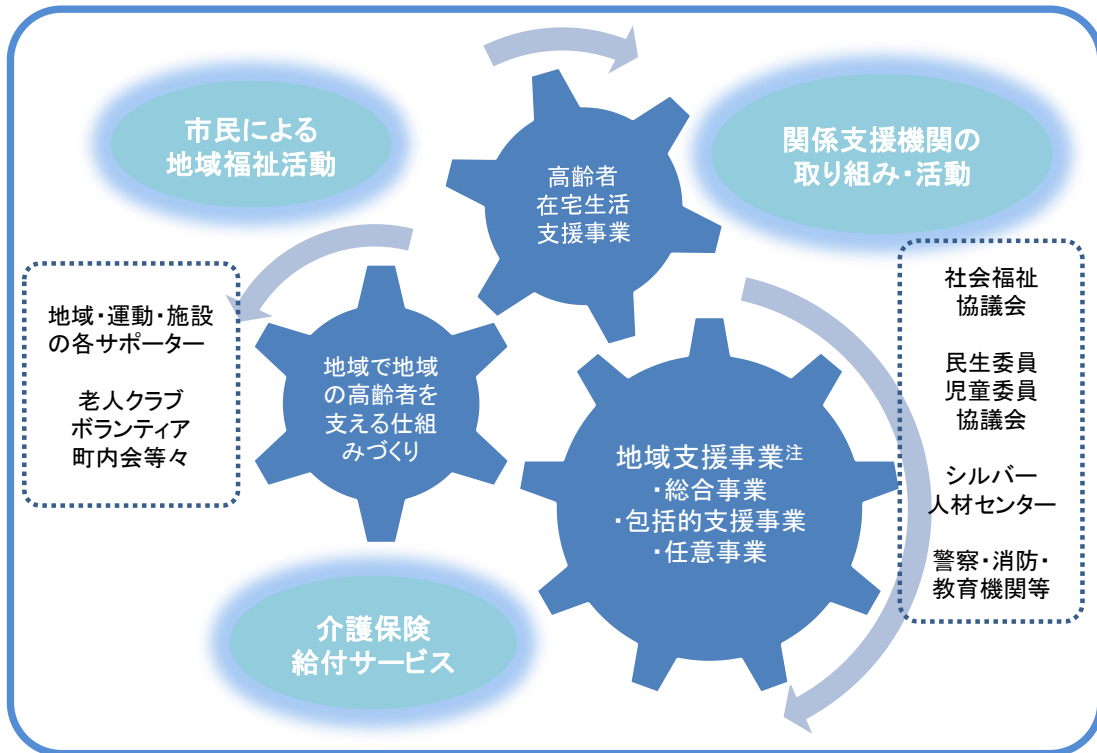


資料：富谷市総合計画(基本理念)

## 2. 富谷市の地域包括ケア方針

本市においては、これまでの高齢者支援・介護予防事業・地域活動など様々な事業を繋ぎ、地域の社会資源を多面的に活用し、市と地域・関係機関がそれぞれの役割を担い、地域コミュニティを育みながら、地域包括ケアを引き続き推進します。

【高齢者を支える仕組み】



3. 富谷市における地域包括ケアシステム

富谷市の地域包括ケアシステムのイメージ図





## 第2 計画の将来像と基本理念

### 1 中長期的な目標の将来像及び基本理念

#### (1) 令和22(2040)年を目標とした計画の将来像

平成30年4月より改正社会福祉法が施行となり、『地域共生社会』の実現するため“高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに創り、高め合う社会”を目指すための役割が明示されました。

地域共生社会は、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みであり、本市の目指すまちづくりと調和します。

本計画の上位計画となる「富谷市総合計画」は令和7(2025)年度までを計画期間とし、「住みたくなるまち日本一」を将来像に掲げ、『誰もが住みたい』『住んで良かった』と思えるまちを目指し、地域協働体制の「オールとみや」で推進しています。健康福祉分野では、「元気と温かい心で支えるまち！」を基本方針とし、高齢者や障がい者のテーマである、あらゆる世代が健康で安心して暮らせるまちづくりを目指し、施策を展開します。

また、令和3年4月に本市の福祉に関する個別計画の上位計画として「富谷市地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて各種施策を推進します。

本計画においては、総合計画の第3編第1章で掲げている「あらゆる世代が元気に暮らす健康自慢のまちを創ります」を将来像とし、令和22(2040)年までの中長期的な視点で計画を推進することとします。

あらゆる世代が元気に暮らす  
健康自慢のまちを創ります

#### (2) 基本理念

第8期計画の基本的考え方や目的等を踏襲し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、地域や個人がかかえる生活課題を解決できるよう「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を積極的に展開していくため、第8期計画の基本理念である「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」を継承します。

高齢者が住み慣れた地域で  
安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり



### (3) 基本目標

第9期計画が目指す「高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生涯を過ごせるまちづくり」の実現のため、2つの基本目標について、第8期計画より継承し、事業に取り組みます。

## 1. 地域で高齢者が自身の健康を守ることができるまち

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気でいきいきと過ごすためには、介護を必要としない心身ともに自立した健康的に生活できる期間（健康寿命）を延ばすことが大切であり、高齢者自らが主体的に行動及び継続していくことが必要です。

高齢者が生きがいを持ち、心も体も健康的に地域で自立した生活が送れるよう、高齢者が気軽に参加できる元気づくり教室や地域において知識や経験を活かせる場、世代を超えた交流の場や就労等、高齢者自身が積極的に活動できる場の支援とともに、地域全体で高齢者を見守る協働のまちづくりを目指します。

## 2. 高齢者の心身の変化にあわせた支援ができるまち

今後も高齢化が進行し続け、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者が増加することが懸念されています。

認知症や介護が必要になっても、慣れ親しんだ地域で安心して生活し続けることができるよう、医療や事業者等の各関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターを主体に、重度化の予防とともに支援を必要とする高齢者の状態や生活に寄り添うサービスや体制が整うまちを目指します。

## 2 計画の体系

※**別紙1** 計画の体系一覧（第9期介護保険事業計画骨子案）を記載。

## 第3章 施策の推進

### 第1 施策の展開（事業体系）

事業体系1 心と体の元気づくりの推進

事業体系2 共に支える地域づくり

事業体系3 安心できる在宅生活のための環境づくりの推進

事業体系4 地域包括ケアシステムの深化・推進

事業体系5 認知症施策の推進（認知症基本法）

事業体系6 介護保険事業等の推進

※事業体系単位で記載。（次ページ参照）

### 第2 各施策の目標・指標総括

※前述「第1 施策の展開」の事業体系別の施策指標の数値一覧を記載。

※この書式をもとに記載事項を調整中。計画素案において記載。

### 【体系（施策）ごとのページの見方】

※事業体系（基本方針）を記載。

施策 1 ※施策の方向性を記載。

現状・課題

施策の取り組みや課題を記載。

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度

今後の取り組み

取り組みの方向性を記載。

事業名	事業内容

### 施策指標

施策指標	現状 (令和4年度)	目標指数 (令和8年度)
指標とする項目	現状値	目標値

※新規事業については、「現状」「今後の取り組み」「指標」を記載。

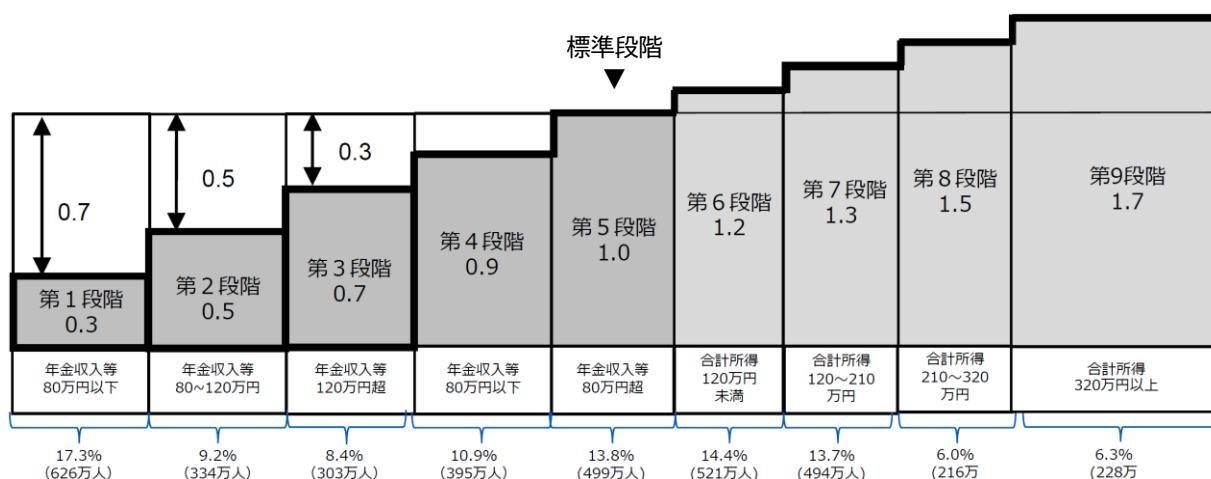
## 第4章 介護保険事業費の見込み・保険料の設定

### 第1 サービス見込量の算定方法

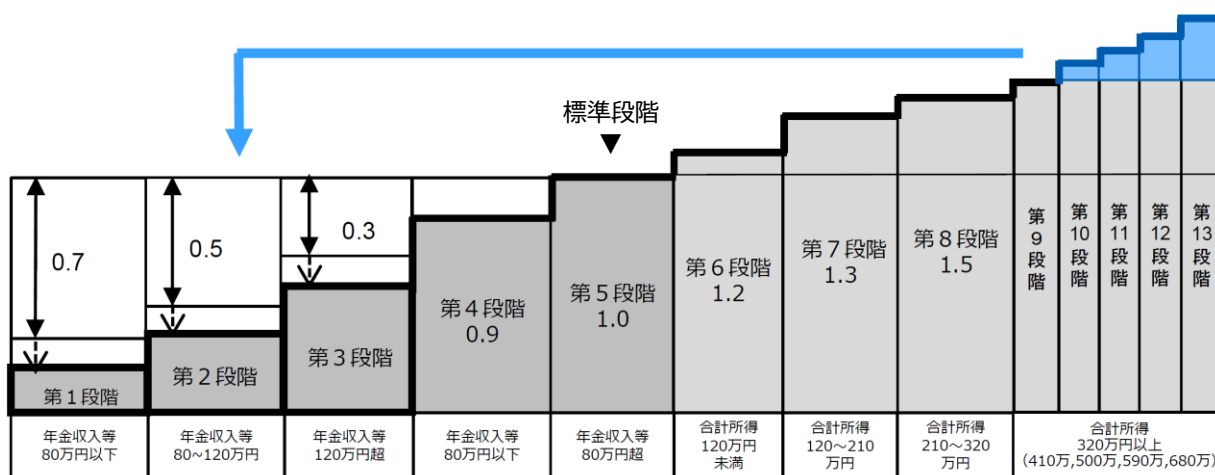
サービス見込量の算定にあたり、1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減充当公費と保険料の多段階化の役割分担については、介護保険部会等の議論を踏まえつつ令和5年12月末までに結論を得るとされています。

令和5年7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例が示されています。

<現行制度>



<見直し例>



資料：厚生労働省「全国介護保険課長会議」

## 第2 介護給付費等の見込み

### 1 介護(予防)サービス利用者の推移と見込み

令和6年度から令和8年度における介護(予防)サービスの利用については、平成30年度から令和5年度の実績等をもとに見込みます。

【参考】介護予防サービス<sup>注</sup>の利用者数の推移(単位:人)

サービス種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護 <sup>注</sup>	7	9	9	10	11	10
③介護予防訪問リハビリテーション	6	4	5	9	7	8
④介護予防居宅療養管理指導 <sup>注</sup>	4	3	4	10	8	8
⑤介護予防通所リハビリテーション	42	56	73	62	61	62
⑥介護予防短期入所生活介護	2	3	1	5	4	3
⑦介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	2	3	9	7	8	7
⑨介護予防福祉用具貸与	68	83	107	115	117	112
⑩特定介護予防福祉用具販売	1	1	2	2	2	2
⑪介護予防住宅改修	2	2	2	2	3	3
小計(①~⑪)	134	164	212	222	221	215
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型居宅介護	1	2	5	4	3	3
②介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	1
小計(①~②)	1	2	5	4	3	4
(3) 介護予防支援	104	119	152	155	142	158
合計【(1)~(3)】	239	285	369	381	366	377

※令和5年度:7月末現在、ひと月当たりの利用者数を表記

資料:富谷市

【参考】介護サービス利用者数の推移（単位：人）

サービス種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	116	106	90	132	130	126
②訪問入浴介護	19	21	24	26	30	28
③訪問看護	57	66	69	81	87	82
④訪問リハビリテーション	23	22	27	28	34	32
⑤居宅療養管理指導	97	105	110	185	128	125
⑥通所介護	346	348	308	341	324	326
⑦通所リハビリテーション	139	155	161	156	153	140
⑧短期入所生活介護	108	105	89	97	87	85
⑨短期入所療養介護	18	19	14	13	12	13
⑩特定施設入居者生活介護 <sup>注</sup>	16	19	20	21	26	30
⑪福祉用具貸与	407	409	412	442	435	432
⑫特定福祉用具販売	5	6	8	7	5	7
⑬住宅改修	6	6	7	5	4	4
小計（①～⑬）	1,357	1,387	1,339	1,534	1,455	1,430
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	12	17	18	18	17	19
②小規模多機能型居宅介護	21	19	21	21	21	20
③認知症対応型共同生活介護 <sup>注</sup>	38	36	37	38	34	34
④地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護	28	28	27	27	27	29
⑤看護小規模多機能型居宅介護	19	17	19	21	22	23
⑥地域密着型通所介護	40	32	21	20	14	16
小計（①～⑥）	158	149	143	145	135	141
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	168	172	179	177	181	182
②介護老人保健施設	71	87	92	119	105	111
③介護医療院 <sup>注</sup>	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設 <sup>注</sup>	0	0	0	0	0	0
小計（①～④）	239	259	271	296	285	293
(4) 居宅介護支援	652	675	650	671	666	671
合計【(1)～(4)】	2,406	2,470	2,403	2,646	2,541	2,535

※令和5年度：7月末現在、ひと月当たりの利用者数を表記

資料：富谷市

## 2 介護(予防)サービス給付費の推移と見込み

令和6年度から令和8年度における介護(予防)サービスの利用については、平成30年度から令和5年度の実績等をもとに見込みます。

【参考】予防給付費の推移(単位:千円)

サービス種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 介護予防サービス						
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	18	17	10
②介護予防訪問看護	1,993	2,958	4,357	3,014	3,056	974
③介護予防訪問 リハビリテーション	1,079	1,326	2,032	2,796	2,091	794
④介護予防居宅療養管理指導	493	246	379	663	916	338
⑤介護予防通所 リハビリテーション	16,344	22,208	29,303	24,771	23,928	8,723
⑥介護予防短期入所生活介護	1,290	1,073	711	2,578	1,732	559
⑦介護予防短期入所療養介護	42	122	0	45	131	0
⑧介護予防特定施設入居者 生活介護	1,447	2,166	7,583	6,155	6,729	2,473
⑨介護予防福祉用具貸与	4,750	6,105	7,914	9,191	10,066	3,306
⑩特定介護予防福祉用具販売	281	418	630	676	784	552
⑪介護予防住宅改修	2,142	2,642	2,323	3,696	3,284	1,418
小計(①~⑪)	29,861	39,264	55,232	53,603	52,734	19,147
(2) 地域密着型介護予防サービス						
①介護予防小規模多機能型 居宅介護	1,164	1,926	5,215	3,255	1,772	859
②介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	162	0
小計(①~②)	1,164	1,926	5,215	3,255	1,934	859
(3) 介護予防支援	5,626	6,402	8,075	8,362	8,638	2,923
合計【(1)~(3)】	36,651	47,592	68,522	65,220	63,306	22,929

※令和5年度:7月末現在

資料:富谷市



【参考】介護給付費の推移と見込み（単位：千円）

サービス種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	81,529	75,720	73,367	92,031	120,233	41,785
②訪問入浴介護	14,431	17,114	23,260	19,959	23,881	7,671
③訪問看護	29,569	37,427	39,236	43,040	47,742	15,384
④訪問リハビリテーション	9,070	9,097	12,370	11,833	13,334	4,712
⑤居宅療養管理指導	12,944	13,320	14,376	16,234	17,251	5,794
⑥通所介護	336,404	335,183	335,284	327,901	322,189	115,870
⑦通所リハビリテーション	121,572	135,633	140,903	126,773	120,067	41,363
⑧短期入所生活介護	126,087	129,042	125,184	115,839	108,213	35,663
⑨短期入所療養介護	17,659	18,035	13,269	12,968	10,573	4,137
⑩特定施設入居者生活介護	33,190	39,130	40,699	42,957	56,846	21,851
⑪福祉用具貸与	63,722	67,700	69,523	71,445	73,915	25,750
⑫特定福祉用具販売	1,680	1,997	2,875	2,182	1,885	494
⑬住宅改修	6,545	6,842	7,316	6,340	5,057	2,089
小計（①～⑬）	854,402	886,240	897,662	889,502	921,186	322,563
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	15,195	20,918	21,525	22,731	27,307	10,415
②小規模多機能型居宅介護	53,152	43,795	46,346	48,125	47,301	15,738
③認知症対応型共同生活介護	114,404	107,897	113,319	105,189	101,576	32,898
④地域密着型介護老人福祉施設	95,275	99,755	98,827	92,038	91,736	33,066
⑤看護小規模多機能型居宅介護	55,898	52,552	56,406	56,901	62,512	19,647
⑥地域密着型通所介護	38,156	29,995	25,130	19,103	7,831	3,992
小計（①～⑥）	372,080	354,912	361,553	344,087	338,263	115,756
(3) 施設サービス						
①介護老人福祉施設	504,667	527,564	556,103	550,998	565,061	190,871
②介護老人保健施設	229,257	285,024	308,733	365,762	375,531	125,457
③介護医療院	0	0	0	0	0	0
④介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
小計（①～④）	733,924	812,588	864,836	916,760	922,592	316,328
(4) 居宅介護支援	111,338	115,343	110,832	115,361	118,382	40,654
合計【(1)～(4)】	2,071,744	2,169,083	2,234,883	2,265,710	2,300,423	795,301

※令和5年度：7月末現在

資料：富谷市

### 3 地域支援事業の推移と見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防・訪問介護サービス費等の実績等から算出します。

包括的支援事業・任意事業費については、地域包括支援センター運営費や生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等の包括的支援事業と給付等費用適正化、家族介護支援事業等の任意事業の実績等から算出します

【参考】地域支援事業給付費の推移（単位：千円）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
(1)介護予防・日常生活支援総合事業費	62,938	66,804	74,780	68,778	74,985	89,220
(2)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	61,133	67,320	69,348	91,216	91,620	94,962
(3)包括的支援事業（社会保障充実分）	2,615	2,905	3,461	3,290	3,320	3,786
合 計	126,686	137,029	147,589	163,284	169,925	187,968

※令和5年度：地域支援事業交付金所要額調（予算ベース）より

資料：富谷市

【介護給付・地域支援事業の全体像】

<b>介護給付（要介護1～5）</b>
<b>介護予防給付（要支援1～2）</b>
<b>地域支援事業（65歳以上の方）</b>
(1)介護予防・日常生活支援総合事業費 ○介護予防・生活支援サービス事業 ・訪問型サービス、通所型サービス、介護予防支援事業（ケアマネジメント） ○一般介護予防事業
(2)包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 ○包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援、地域ケア会議の充実 ○任意事業 ・介護給付費適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業
(3)包括的支援事業（社会保障充実分） ○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等 ○生活支援体制整備事業 ・コーディネーターの配置、協議体の設置 等

### 第3 介護保険事業費の推計

介護保険制度における第1号被保険者が負担する保険料は、3年間の介護保険事業運営期間を通じて財政の均衡が保たれるように設定されており、3年に一度、全国一斉に改定されることとなります。（介護保険法第129条）

本市においても制度改正等を踏まえ、介護保険事業計画におけるサービスの見込量などに基づく給付水準の見直しを行い、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度における、第1号被保険者の保険料の改定を予定しています。

今後、第8期計画期間における介護サービスの実績や高齢者人口推計等をもとに、国から示された基準・規則を踏まえて試算を行い、介護保険事業費を見込むこととしています。

なお、地域支援事業費については、介護予防事業や生活支援サービス、包括的支援事業に関する費用となります。

【参考】第8期介護計画・介護保険事業費（給付費）推計額

（単位：円）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
①総給付費	2,462,153,000	2,606,056,000	2,750,695,000	7,818,904,000
②特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後） （③－④）	107,046,543	100,607,603	102,621,725	310,275,871
③特定入所者介護サービス 費等給付額	125,539,610	129,126,456	131,723,828	386,389,894
④特定入所者介護サービス 費等の見直しに伴う財政 影響額	18,493,067	28,518,853	29,102,103	76,114,023
⑤高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）（⑥－ ⑦）	61,081,997	62,250,215	63,502,373	186,834,585
⑥高額介護サービス費等給 付額	62,203,907	63,981,162	65,268,138	191,453,207
⑦高額介護サービス費等の 見直しに伴う財政影響額	1,121,910	1,730,947	1,765,765	4,618,622
⑧高額医療合算 介護サービス費等給付額	9,658,491	10,083,464	10,286,292	30,028,247
⑨審査支払手数料	2,240,820	2,304,840	2,351,220	6,896,880
小 計（標準給付費） （①＋②＋⑤＋⑧＋⑨）	2,642,180,851	2,781,302,122	2,929,456,610	8,352,939,583
地域支援事業費	172,941,281	174,893,989	177,130,308	524,965,578
合計	2,815,122,132	2,956,196,111	3,106,586,918	8,877,905,161

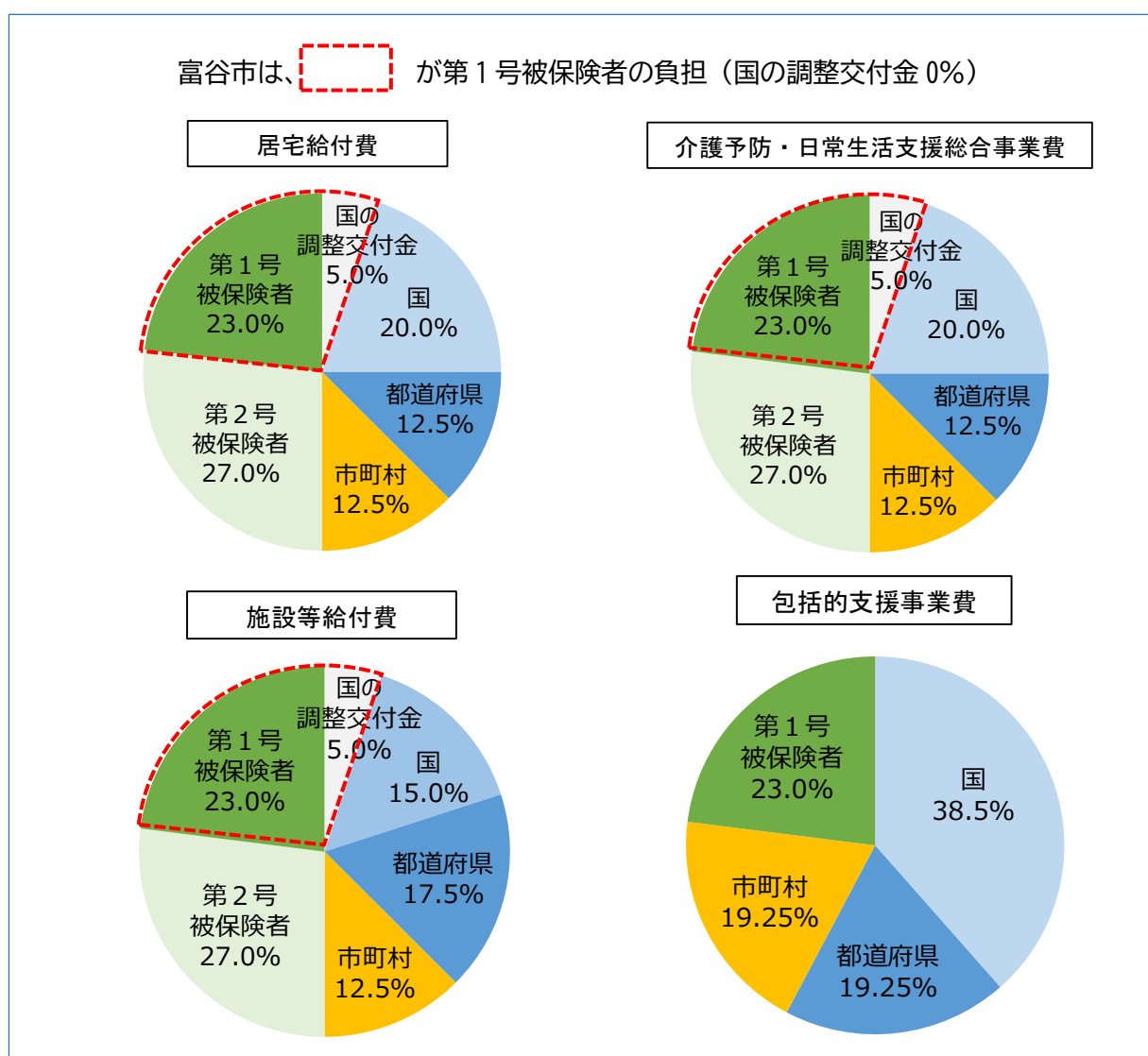
## 第4 介護給付費等の財源

介護保険サービスを利用した場合、費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）を利用者が負担し、残りの9割（給付費）は介護保険財源により賄われることになっています。

この介護保険財源は、公費と保険料とで50%ずつを負担します。

この公費分は、国、宮城県、富谷市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。

【標準的な介護保険財源内訳（負担区分）】



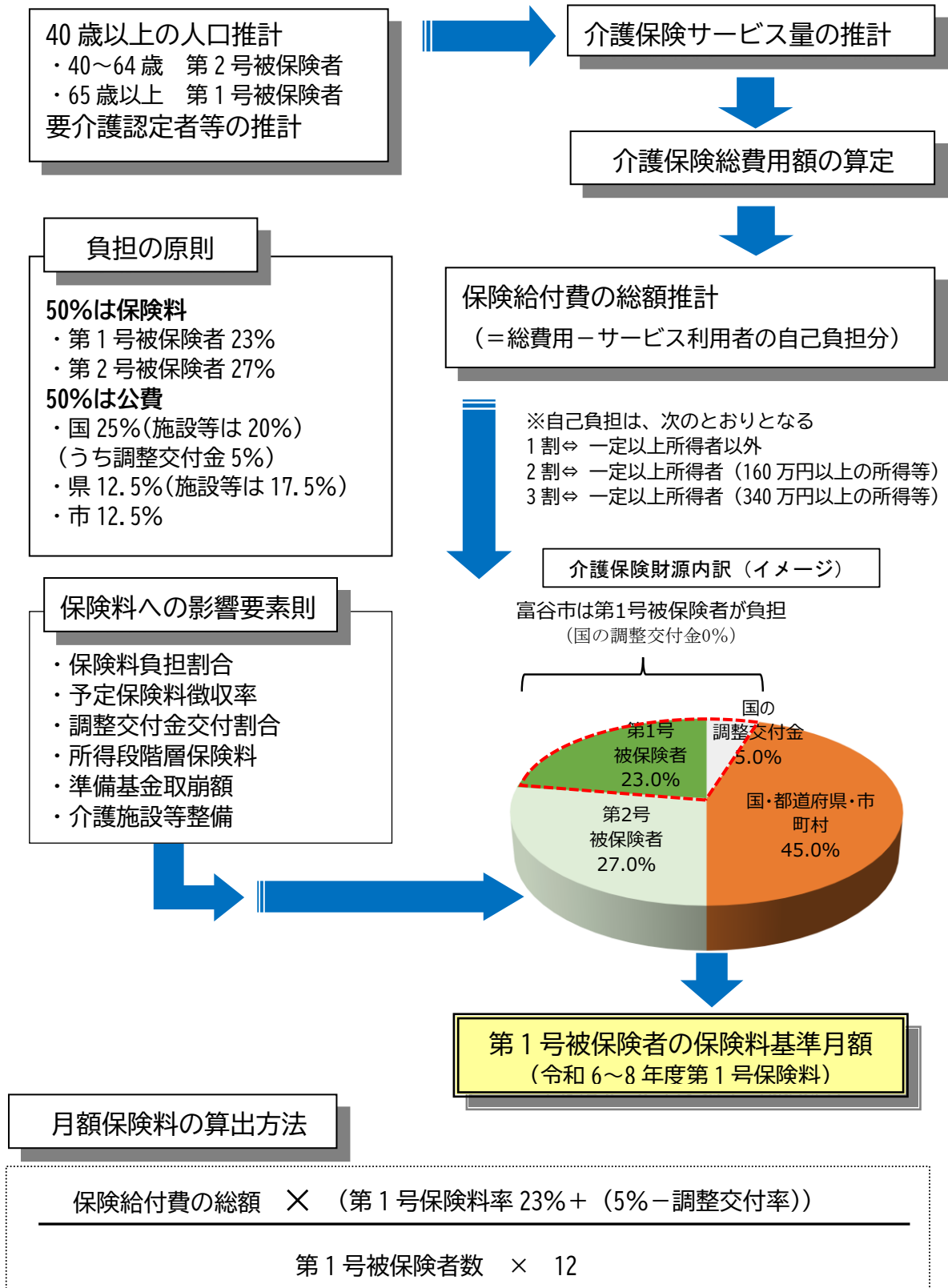
※上記図は一般的な割合を示しています。

※調整交付金とは、自治体毎に異なり、介護認定を受けやすい75歳以上人口や所得段階別の人口割合の、全国平均との格差により生じる保険料準備額の格差調整のために交付されるものです。

※富谷市では、調整交付金は0%となり第1号被保険者の負担となります。

## 第5 第1号被保険者の保険料

### 1 第1号被保険者の保険料の算定フロー



※富谷市は調整交付率0%

## 2 第8期計画との比較表

第8期計画期間における介護サービスの実績や高齢者人口推計等をもとに、国から示された基準・規則を踏まえて試算。

【参考】第7期計画と第8期計画の比較表

区 分	第7期計画 平成30年度 ～ 令和2年度 (A)	第8期計画 令和3年度 ～ 令和5年度 (B)	比 較 B/A
保険給付費 (サービスの利用)	8,563 百万円	8,878 百万円	1.04 倍
第1号被保険者数 (保険料負担の担い手)	32,093 人	34,806 人	1.08 倍
被保険者一人あたり 保険給付費	266 千円	255 千円	0.96 倍
第1号保険料の 基準月額	5,750 円	5,750 円	1.00 倍

### 3 第1号被保険者の保険料と所得段階区分

令和6年度から令和8年度までの所得段階別の人数、調整割合と保険料額（月額・年額）を設定します。

【参考】所得段階別保険料額（第8期計画）

区分	国		富谷市				
	段階	調整割合	段階	対象になる方	調整割合	月額保険料円	年額保険料円
基準額より軽減される方	第1段階	0.50	第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u>	※ (0.50) 0.30	(2,875) 1,725	(34,500) 20,700
	第2段階	0.75	第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超え、120万円以下の方</u>	※ (0.65) 0.40	(3,738) 2,300	(44,900) 27,600
	第3段階	0.75	第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>120万円を超える方</u>	※ (0.75) 0.70	(4,313) 4,025	(51,800) 48,300
	第4段階	0.90	第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円以下の方</u>	0.85	4,888	58,700
基準額	第5段階	1.00	第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80万円を超える方</u>	1.00	5,750	69,000
基準額より増額される方	第6段階	1.20	第6段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>120万円未満の方</u>	1.20	6,900	82,800
	第7段階	1.30	第7段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>120万円以上200万円未満の方</u>	1.30	7,475	89,700
	第8段階	1.50	第8段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>200万円以上300万円未満の方</u>	1.50	8,625	103,500
	第9段階	1.70	第9段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>300万円以上400万円未満の方</u>	1.65	9,488	113,900
			第10段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>400万円以上700万円未満の方</u>	1.85	10,638	127,700
		第11段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>700万円以上1,000万円未満の方</u>	2.00	11,500	138,000	
		第12段階	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が <u>1,000万円以上の方</u>	2.25	12,938	155,300	



## 第5章 計画の推進に向けて

### 第1 サービスの提供体制

#### 1 介護給付適正化事業の実施

※介護給付費適正化主要5事業について記載。

##### ①要介護認定の適正化

- ・指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容を点検。

##### ②ケアプランの点検

- ・介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容を、事業者からの提出や訪問調査により、その内容等の点検及び指導を行う。

##### ③住宅改修・福祉用具実態調査

- ・居宅介護住宅改修費の申請時に請求者宅の実態確認、利用者の状態確認又は工事見積の点検を行ったり、施行後に訪問調査等により施工状況の点検を行う。
- ・福祉用具利用者に対する訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況を点検する。

##### ④医療情報との突合・縦覧点検

- ・後期高齢者医療制度及び国民健康保険の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う。
- ・受給者ごとに複数月にまたがる支払情報（請求明細書の内容）を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

##### ⑤介護給付費通知

- ・利用者本人（又は家族）に対して、サービスの請求状況及び費用について通知する

#### 2 居宅支援・サービス事業者等への支援

#### 3 所得段階別の配慮

※国の基本方針に基づき記載。

## 第2 地域が支える人材育成・意識の啓発

### 1 地域の人材の育成と協働

地域包括ケアシステムを深化・推進するにあたり、社会福祉協議会を中心に、各圏域地域包括支援センターやシルバー人材センター等の関係支援機関と連携しながら、市民の方々が参加しやすい環境づくりや研修を実施し、地域サポーター等の人材育成に努めます。

さらに、福祉関係団体や市内の様々な技術・知識をお持ちの方をはじめとする地域の方々と連携・協力しながら地域活動を推進します。

### 2 住民意識の啓発

今後も質の高い福祉サービスを目指し、多様な媒体により広報・啓発に努めるとともに、気軽に福祉の学習・体験や交流のできる機会を有効に活用し、高齢者保健福祉に対する住民の理解と意識の啓発を図ります。

### 3 保健福祉・介護保険などの情報の提供

保健福祉事業や介護保険サービスの利用者が適切な事業者、必要なサービスが選択できるように、様々な情報が利用者にスムーズに提供されるよう、地域包括支援センターでの案内や広報はもちろんのこと、インターネット等の情報網を有効に活用します。

また、介護認定のための窓口申請の際や電話相談に対して、その状況に応じた適切な情報の提供に努めます。

さらに、様々な市民参加型の事業を通して、積極的に市民の方々に情報を提供し、本市の保健福祉施策に対する共通認識を高めていきます。

サービス事業所等の関係機関へも、最新の保健福祉・介護保険関連の情報提供に努め、横断的な連携を目指します。

### 第3 事業の健全な運営管理・計画の弾力的な運用

- 1 富谷市介護保険運営委員会
- 2 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会
- 3 計画の進行管理・事業評価と弾力的な運用
- 4 保険者機能強化推進交付金等の活用

#### 資料

富谷市介護保険運営委員会規則、富谷市保健福祉総合支援センター条例、委員名簿、策定の経過、用語解説等を記載。